

送出過程を中心に見た戦時体制期朝鮮人の 国外労務動員の性格*

鄭 惠 瓊

I . はじめに

日本は1938年国家総動員法に基づいた総動員体制によってアジア太平洋戦争を遂行した。同法と関連法によって人力と物資の総動員が可能となり、内地の日本本土はもちろんのこと、外地の朝鮮と台湾、樺太、関東州、南洋群島に居住する構成員も動員の対象とされた¹。また動員された人力は、日本をはじめとして戦時に日本が占領・支配していた全ての地域に送出された。これらの地域は占領および支配時期が異なり、支配の様相も同一ではなかったが、当時日本が戦争を行っていた戦場や戦争のための後方地域という点、戦争と関連した地域という点では同じである。

戦争に動員した人力のうち、動員過程および労働実態でも、動員地域別(動員された地域)に多様性を示す分野は労務²である。しかし先行研究では労務動員の多様性と特性に关心が傾けられなかつた。戦時体制への理解が十分ではなく、労務動員をはじめとした人力動員の範疇および定義の検討が十分煮詰まつていなかつたからである。

朝鮮人が労務者として送出された地域には、それぞれ地域別特性があるが、統治組職と制度といふ面から見ると、日本「帝国」という大きな根元に繋がった枝のような存在だった。そのため人力と物資の

* アジア太平洋戦争に朝鮮人が動員された人力動員については概念と定義によって様々な用語(強制連行、強制動員、強制連行・強制労働、戦時労務動員)が使われている。これらの用語は強制的に動員されて該当地域で軍人・軍属・労務者・慰安婦などとして使役されて帰還したり、または帰還できなかつた人々が経験した全ての過程を包括する用語である。当時の公文書では労務者として国外に強制動員した朝鮮人については物資と等しく「供出」という用語を使用した。本稿では段階の中でも「送る」段階を主要研究対象にしているので包括的な意味の「強制動員」ではなく「送出」という制限的な用語を使うこととする。用語に関しては鄭惠瓊「朝鮮人強制連行・強制労働研究、未来のための提言」『朝鮮人強制連行・強制労働1—日本編』先人、2006年、ソウル(정혜경「조선인 강제연행·강제노동 연구, 미래를 위한 제언」『조선인 강제연행·강제노동1—일본편』선인, 2006, 서울)参照。

¹ 「樺太(ファテ)」は北緯50度以下の南サハリンを指し、日本式の発音は「カラフト」である。植民地時代の朝鮮社会と民衆にとって「南サハリン」や「カラフト」よりも「ファテ」という用語で認識されたので、本稿では「樺太(ファテ)」を使用する。南洋群島の場合も、現在のミクロネシアや北マリアナなど中西部太平洋に属する地域を当時は「南洋群島」「南洋諸島」「内南洋」などと呼んだ。

² ここでいう労務とは、割り当て募集と官斡旋方式の被動員者はもちろん、国民徴用令による被徴用者を含む。筆者は被徴用者を軍人動員に対比される概念であり、労務と軍属の枠を超えた包括的な概念と判断する。これに関しては鄭惠瓊「国民徴用令と朝鮮人労務動員の性格:労務者と軍属の枠を超えて」『韓国民族運動史研究』56、2008年、韓国民族運動史学会、ソウル(정혜경「국민징용령과 조선인 인력동원의 성격: 노무자와 군속의 틀을 넘어서」『한국민족운동사연구』56, 2008, 한국민족운동사학회, 서울)参照。

流通でも緊密な連関性があった。鉄道と道路、航路、通信などの基本インフラで連結される日本「帝国」の各地域は、戦況の推移および後方と前方の役割に応じて、人力と物資が確保され、適材適所に配置されなければならなかつた。このために各地で生産される物流量を把握して配船状況に合わせて輸送することは基本であり、物流量と配船状況によって問題のない炭鉱を廃鉱にして労働力を移動（配置転換）することも一度や二度ではなかつた。従つて各地域の個別的な理解を超える総合的な問題意識と研究方法が必要である。

もちろん本稿は問題提起に対する完璧な解法ではない。ただその過程の一つとして、二つの点に注目した。第一は、労務動員の制度的背景への理解だ。行政組織の改編とこれによる業務分掌が労務者の送出過程に及ぼす影響を見ていく。第二は、送出過程という点に注目した動員地域（日本本土、樺太、南洋群島）間の特性と関連性の把握だ。朝鮮総督府当局が法令に基づいて行政機構を整え、朝鮮人の送出を実施したということは、朝鮮人の労務動員が国家権力によって遂行された公的な行為だったことを証明する代表的な事例である³。

II. 行政組織の変遷と朝鮮人労務者⁴の送出

朝鮮総督府は日本本国の総動員体制の運用方針に従つて人力と物資の動員のための行政体制を運営した。このために既存の行政組織をそのまま活用したり、組織を新設して業務の効率性を図るなど、様々な行政組織の変遷過程を経た。人力動員の場合にも物資動員と深い関連性の中で行政組織が改編された⁵。

1. 中央行政組織と労務者の送出

労務動員関連の行政組織は、中央組織と地方組織に分けられる。中央組織は朝鮮総督府所属部署の中で労務動員全般に関する業務を直接専担した部署とその他の関連部署が該当する。労務動員を含む総動員計画の樹立および総動員運動業務を担当した部署、労務者取り締まり業務の担当部

³ 強制性の規定範囲は、植民地支配体制への評価と、日本の戦争体制および時期への評価によって規定すべきである。2002年に日本弁護士協会が下した概念規定を紹介すると、「強制」とは肉体的・精神的強制を含むもので、この概念は遅くとも19世紀末には国際的に、20世紀初頭には日本の国内で確立された。あわせて1993年に日本の衆議院予算委員会でも「強制」とは単に物理的に強制を加えただけではなく、本人の自由な意思に反する全ての種類の行為だと規定した。これに関しては洪祥鎮「朝鮮人強制連行の概念」『季刊戦争責任研究』39、春号、2003年参照。

⁴ 「労務者」は当時の日本当局に使われた用語だが、「労働者」と同一の意味を持つものではない。労働者が主体的な概念とすると、労務者は受動的で日本当局によって動員・管理される存在を意味する概念である。日本当局の文献でも戦時体制期以前に一般渡日朝鮮人については「労働者」という用語を、戦時体制期に集団渡日した朝鮮人については「労務者」を使った。本稿では、朝鮮人の脱走やストライキなど積極的な対応を扱った研究ではないので「労務者」を使った。

⁵ 労務動員関連中央行政機構の業務および人数の状況、係単位の詳細業務分掌など詳細な内容は、鄭惠瓊「朝鮮総督府の労務動員関連行政組織および機能分析」『韓国民族運動史研究』54、2008年、韓国民族運動史学会、ソウル(정혜경「조선총독부의 노무동원 관련 행정 조직 및 기능 분석」『한국민족운동사연구』54, 2008, 한국민족운동사학회, 서울)参照。

署、国民鍊成および勤労教育業務担当部署、援護関連業務担当部署などである。この中で直接労務員の送出関連業務を専担した中央行政機構は、1939年2月に内務局社会課労務係という名前で始まった部署だった。中央行政機構の変遷内容を整理してみると以下のようになる。

■内務局社会課労務係(1939.2)→内務局労務課(1941.3)→厚生局労務課(1941.11)→司政局労務課(1942.11)→鉱工局労務課(1943.12)→鉱工局勤労調整課・鉱工局勤労動員課・鉱工局勤労指導課・勤労動員本部(1944.10)→鉱工局勤労部調整課・鉱工局勤労部動員課・鉱工局勤労部指導課(1945.1)→鉱工局動員課・鉱工局勤労部勤労第一課・鉱工局勤労部勤労第二課(1945.4)

1939年2月7日付で開設された内務局社会課労務係の開設当時の業務分掌は確認できないが、「総督府社会課事務分担別定員配置表(1939.9.10)」⁶によれば、労務係の業務単位は37であり、職員は14人である。その後、翌1940年9月1日付の文書「総督府社会課職員事務分担別定員配置表(1940.9.1現在)」⁷によれば、37の業務単位は三つの係に分散され、労務係の業務単位は14に減り、職員も6人となった。しかし労務係が専担した業務は三つの係に拡大され、これら係の業務単位と人員数を見れば39の単位(企画係6、総動員係19)と20人であり、むしろ増えた。

今まで労務課設置以前の時期には、内務局社会課労務係が業務を専担していたと考えられていた。しかし上の文書から、1940年9月1日現在の労務担当業務は企画係・総動員係・労務係が担当したことがわかる。このように拡大した業務は1941年3月13日に労務課が設置される背景となる。このとき労務課は31人(32人)が49の業務単位を担当する部署(4係、2事務所)として設置された⁸。

1941年11月、朝鮮総督府は朝鮮内労働者の需給調節、軍事援護事業の強化、社会事業体制の整備、国民体位向上施設の拡充、国民体育運動団体の二元化、医薬品確保対策の強化、人的資源の増強などの事務を管掌する目的で厚生局を設立した⁹。その結果、内務局所属の労務課は1941年11月19日付で厚生局所属となった。厚生局所属の労務課は内務局所属と業務単位数は同じだったが、職員数は28人で内務局の時期よりやや減った。約1年間維持されていた厚生局は内務局から移管された社会課と労務課および警務局から移管された衛生課、保健課など四つの課を運営した。

朝鮮総督府は翌1942年11月1日に「行政簡素化(合理化)」の趣旨を掲げた機構改編を通じて厚生局を廃止した。厚生局が廃止されて以降に、厚生局に属していた社会課と労務課は司政局に、保健課と衛生課は総務局に改編された。このとき司政局に属した社会課と労務課の業務には厚生局所属当時の業務にそれぞれ社会課と労務課の業務が追加された。すなわち社会課には「その他社会事業に関する事項」が、労務課には「技術者割り当てに関する事項、国民職業能力の登録および国民徵用に関する事項、その他労務関連事項」が追加された¹⁰。

⁶ アジア歴史資料センター所蔵資料(公文類聚64編、1940年、朝鮮総督府1) A02030178000

⁷ アジア歴史資料センター所蔵資料(公文類聚65編、1941年、朝鮮総督府1) A02030269100。

⁸ アジア歴史資料センター所蔵資料(公文類聚66編、1941年、朝鮮総督府3) A03010015300。

⁹ 『朝鮮総督府官報』1941年11月19日付、号外。

¹⁰ 『朝鮮総督府官報』1942年11月1日付、号外、朝鮮総督府訓令第54号。

厚生局に属した労務課が司政局に移設されるとき、労務課には一つの業務が新設される。今のところ司政局所属労務課の職員数と係構成状況は確認できなかつたので厚生局所属当時との直接的な比較は困難である。しかし日本で1942年11月1日付で行政簡素化の方向が確定され、これに従つて朝鮮総督府でも府令と訓令を通じて所属官署の定員調整および事務分掌規定などが変更されたので、重複業務と有關部署業務の調整が行われ、労務動員業務の重要性や業務の効率性は高まつただろうと考えられる。

司政局所属労務課は、1943年12月1日付で鉱工局(1943年12月1日付新設)に所属が変更される。このとき所管業務が統廃合されて、6項目に減つた。鉱工局は同年11月に日本で軍需省が作られると、それに合わせて行政体系を統一したのだった。1943年12月の行政機構の改編は決戦体制に応じるために行政部門を焦重点的に変革しようとした改編だった。その内容を見ると、総務・司政・殖産・農林・鉄道・専売局の6局が廃止され、鉱工・農商・交通の3局が新設された。改編を通じて、食糧増産・地下資源および軍需物資の開発増産・陸海輸送力の増強・人的資源動員のために、行政機構が一元的統合体制に大幅に改編された¹¹。このために朝鮮総督府は軍需物資をはじめとしてこれと関連する重要物資の生産を増強させるために鉱工局に物資動員計画とその他企画の事務、生産関係の事務を統合して、ここに労務と土木業務を加えて人的・物的資源を迅速に総動員できるようにした。その結果、企画課(総務局の業務から移管)、鉱山課(鉱山・鉱業整備課を合併)、電気課(電気第一・二課を統合)、林産課(林政・林業課を統合)、土木課(司政局から移管)、軽金属化学課(殖産局から一部業務移管)、労務課が配置された。

鉱工局所属労務課は1944年10月15日付で勤労調整課・勤労動員課・勤労指導課の三つの課に拡大改編された。三つの課の業務単位数は25であり、既存の六つの業務から実に19の業務単位が増設された。また朝鮮総督府は同日、鉱工局の他に朝鮮総督府直属の勤労動員本部を設置して13の業務単位を付与した。特に勤労動員本部は政務総監が本部長となり、鉱工局長が次長として業務を指揮するようになっている総括機構だった。そのため労務動員業務を担当する部署の重要性と役割は、朝鮮総督府の部署全体の中で高まつた。

1945年1月には各局体制が「各局・部」体制に改編されて鉱工局に勤労部が設置され、勤労調整課・勤労動員課・勤労指導課は、それぞれ調整課・動員課・指導課と名前が変わつた。しかしこの時期の業務に変動はなかつた。

業務の変動は1945年4月17日付の組職改編によって行われた。鉱工局動員課と鉱工局勤労部の二元体制になることで業務が分散配分されたのである。このうち、動員課は総督官房資源課(1937.9)と企画部(1939.11)を経て、1945年1月まで総督官房課司政局、総務局、鉱工局で担当していた「国家総動員計画の設定および遂行の総合」という業務と各種原資材、物流調達、資源調査など物資統制関連業務を担当するようになった。これによつて人力動員関連業務は所管業務から除外された。4月17日付の組職改編は戦況の悪化と本土決戦への備えという日本戦局の背景から断行された行政改編である。本土決戦のためにはもはや労務人力の送出が意味を持たなくなつたともいえる。この組職改編を

¹¹ 金雲泰『日本帝国主義の韓国統治』博英社、1986年、ソウル、483-484頁(김운태『일본제국주의의 한국통치』박영사、1986、서울、483-484)。

最後に労務動員関連中央行政機構は日本の敗戦まで維持された。

2. 労務者送出関連の地方行政組織

地方行政機構の業務の中で労務動員関連業務を検討するためには、1938年以前の事務分掌および処務規定などの業務分掌と関連する内容を理解する必要がある¹²。地方行政機構の業務分掌は1910年10月に道事務分掌が作られてからそれを基本として改定されてきた。一般的な行政業務の進行過程を見ると、行政機構が設置・改編されると、事務分掌と処務規定が制・改定される。そのため道事務分掌は朝鮮総督府事務分掌が制定または改定された後、直ちに制・改定され、府や郡の事務分掌制・改定につながる¹³。

1910年10月に道事務分掌が作られた後、地方行政機構の業務分掌は大幅に変わることはなく、基本的な枠組みが維持された。労務動員関連業務を担当する行政機構の土台もすでに作られていた。1938年6月23日付で道事務分掌規定の改正(訓令35号)に「国家総動員に関する事項」が初めて登場するが、この内容も1930年12月3日付で改正された道事務分掌規定中改正(訓令52号)で規定された内務部所管業務(地方改良および社会事業)に追加される程度だった。1938年6月現在の道事務分掌によれば、道で労務関連業務を担当した部署は知事官房と内務部が該当する。このような枠組みは1943年に大幅に変わり、労務動員関連業務は知事官房、内務部、鉱工部が担当するように拡大された¹⁴。

それでは、道以下の府と郡単位では労務関連業務をどのような部署が担当しただろうか。先行研究に従って1934年全羅北道と慶尚南道の府郡事務分掌規定(改正)を見ると、府には庶務課、内務課、財務課が設置され、郡には庶務係と内務係が設置された。一致はないが庶務課は道の知事官房課のような業務を担当し、内務課が内務部に該当する業務を、財務課が財務部(または産業部)に該当する業務を担当したと考えられる。郡や島でも庶務係と内務係がそれぞれ道の知事官房と内務部および財務部(産業部)に該当する業務を担当した。このような点から見ると、府と郡・島で労務関連業務は庶務課と内務課、そして庶務係と内務係がそれぞれ担当したと考えられる。また知事官房や庶務課、そして庶務係は文書管理や報告業務が主要業務だったため、実質的に労働力を動員して送出する業務は内務課と内務係が担当したはずである。それでは、道と府郡以下の単位(邑、面)で労務動員業務を担当した部署はどこだろうか。

一般に邑面では「労務係」が動員を行ったと言われる¹⁵。しかし慶尚北道の邑面行政例規(1942年)

¹² 鄭惠瓊「朝鮮総督府の労務動員関連行政組織および機能分析」「付録2 労務動員関連地方行政機構の業務の変遷:事務分掌および処務規定改正の内容を中心に」(정혜경「조선총독부의 노무동원 관련 행정 조직 및 기능 분석」「부록 2 노무동원 관련 지방 행정 기구 업무 변천 : 사무분장 및 처무규정 개정 내용을 중심으로」)参照。

¹³ 1910年10月1日付で制定された朝鮮総督府と所属官署、地方行政機構の事務分掌の状況を見ると、総督府事務分掌規定(総督府訓令2号)をはじめ、実に18件の事務分掌が訓令で公布された。

¹⁴ 1944年10月に中央に労務担当部署が鉱工部に配属され、道には鉱工部労務課が設置されて業務を担当するようになった。

¹⁵ 生存者たちの口述資料を見ると、口述者たちは「ノムガガリ(労務係)」を邑面の職員にだけ使っているのではない。口述者たちは該当企業の労務係職員についても等しく「労務係」と表現した。

からもわかるように、初期から邑面に労務係が設置されたのではなかった。1940年代初頭までは庶務係や戸籍係が担当したと考えられる。志願兵業務を担当した兵士係が兼職した地域もあった。それ以後の時期においても全ての地域で労務係が専担したとは考えにくい。地方によって労務係ではなく社会係や勧業係が担当した地域もあったからである。禹チャンファンが住んでいた忠清北道丹陽郡永春面では勧業係が業務を担当した。当時永春面には勧業係が「各種物資補給、徵用令状などの重要業務を担当する権威ある部署」として「徵用令状も郡守名義で人員が通報されると面事務所の勧業係主任が発行」した¹⁶。北海道住友鴻之舞鉱山の資料によると、忠清南道礼山郡内の邑面では社会係が労務送出業務を担当した¹⁷。

当時、邑面には行政担当人員が充員されたが、増員に比べて業務の種類や量は増えていた¹⁸。そのため業務が分掌されているといつても係員一人が多くの業務を並行して行った場合が多かったと推定される。具体的に邑面の行政体系の中で労務関連業務担当部署を把握してみよう。朝鮮の邑面制は1910年勅令357号第25条およびこの条項に基づいた1910年11月1日付府令8号の面に関する規定によって詳細内容が規定された。しかし邑面の行政業務分掌についての内容は見つからず、また邑面で具体的にどのような部署が運営されていたのかに関する確認も容易ではない。

一般的に行政事務は朝鮮総督府から訓令で道事務分掌規定を公布すると、これに準拠して地域別に訓令を公布して規定し、関連規定によって遂行した。邑と面で遂行される業務も業務遂行のための邑面規則や処務規定など各種規定によって行われるが、このような規定は地方別行政例規集に収録された。そのため具体的な邑と面の行政業務内容および変遷過程は行政例規集からわかる。

慶尚北道の邑面処務規定(1940年12月1日施行)¹⁹によれば、当時邑面に設置された係は四つ(庶務係、戸籍係、勧業係、財務係)である。また四つのほかに別途係を設置する場合には、邑面長が決めるように規定されている。1930年代中盤までは面で庶務1人、財務1人、会計1人、戸籍1人、勧業2人が業務を担当していたが、全員庶務係に属していた²⁰。これに比べて1940年の四つの係の設置は邑面がそれなりに業務体系を備えたといえる²¹。

それでは、1940年現在、慶尚北道管内の邑面で労務動員関連業務を担当した部署はどこだろうか。

¹⁶ 禹チャンファンの四番目の兄である禹ゲフンは植民地末期に勧業係長(勧業主任)として各種配給物品取り扱い、徵用専担、忌避者索出など戦争遂行業務を遂行したこと、解放と同時に群衆から襲撃された。禹チャンファン、金仁鎬『歴史の境界を越える激情の記憶』国学資料院、2006年、ソウル、49、93頁(우창한·김인호『역사의 경계를 넘는 격정의 기억』국학자료원, 2006, 서울, 49, 93)。

¹⁷ 朴孟洙「日本四国住友別子銅山朝鮮人労務者多重動員事例」48、韓日民族問題学会、『2008年度後半期学術大会資料集: 対日過去清算と東アジア平和インフラの構築—朝鮮人強制動員犠牲者遺骨問題とその解決方案』、2008年、ソウル(박맹수「일본 시코쿠 스미토모 벳시 구리광산 조선인 노무자 다중동원 사례」48, 『한일민족문제학회 2008년도 후반기 학술대회 자료집 : 대일과거청산과 동아시아 평화 인프라 구축—조선인 강제동원 희생자 유골문제와 그 해결방안』, 2008, 서울)。

¹⁸ 1941年に各道知事に下達された「国民総力運動その他時局事務遂行による邑面書記増置国庫補助に関する件」という通牒によって面の行政機能拡充が積極的に行われた。庵道由香「朝鮮総督府の総動員体制(1937~1945)」高麗大学校史学科博士学位論文、2006年、147頁(안자코 유카「조선총독부의 총동원체제(1937~1945)」고려대 사학과 박사학위논문, 2006, 147)。

¹⁹ 慶尚北道『邑面行政例規』1942年収録、慶尚北道の邑面処務規定は1936年10月24日付で制定されて二度の改正を経たが、1940年11月27日に改正された邑面処務規定がまさに二番目の改正内容である。

²⁰ 『朝鮮地方行政』1935年4月号、110頁。

²¹ 慶尚北道『邑面行政例規』1942年、28-29頁。

1940年はすでに朝鮮人労務者の国外送出が実施された後の時期である。それにもかかわらず朝鮮総督府事務分掌に登場した「労務需給」や「労務者送出」などの具体的な内容は係の業務から確認できない。「国家総動員に関する事項」とか「国民総力運動に関する事項」と包括的に明示されているだけである。その理由は邑面の事務遂行実態に求められる。朝鮮総督府は1930年12月に邑面制と邑面制施行規則を発布して、翌年3月からの施行で、邑面規則を自主的に制定・施行できるようにした。その結果、邑面は法令の範囲内で公共事務および法令によって邑面に委任された事務を処理できるようになった。各邑面は邑面制施行規則が許容する範囲内で各邑面が制定した邑面規則によって自主的に遂行する固有事務と朝鮮総督府が邑面に委任する委任事務を遂行した。委任事務の量は国家総動員体制の下で次第に増加し、人力動員と物資動員関連業務などの「時局事務」は委任事務に含まれた。労務動員関連業務も委任事務に含まれた²²。そのため面単位での労務関連業務は、邑面規則によるものではなく具体的な業務内容の中で捉えなければならない。

全羅南道海南郡山二面に生まれ、1944年に庶務係長と副面長を歴任した朴ホベの口述によれば、面には面長、副面長、庶務係と産業係があり、産業係の傘下に農事係、肥料係、食糧係、田作係が、庶務係の傘下には戸籍係、財務係（初期には会計）、労務兵士係、国民総力係があった。このように庶務係と産業係は大きく3～4の業務担当に分けて面書記が業務を担当し、これを「係」と呼んだ。つまり労務係や労務兵士係は係長を筆頭とする行政組織ではなく、庶務係所属の係担当業務職員への呼称だったのである。また係長とは職位だが、通称では面書記であり、国民総力連盟の業務は庶務係長が兼任した²³。

慶尚北道の邑面行政例規と口述内容から、各面は邑面行政例規を参考しながら面の実情によって係を設置し、業務分掌をしたことがわかる。そのため慶尚北道の邑面のように四つの係を設置することもあり、全羅南道海南郡のように二つの係を設置することもあった。また労務関連業務は独立した係ではなく、勧業係（忠清北道丹陽郡）や庶務係（全羅南道海南郡）、社会係（忠清南道礼山郡）所属の係員が担当することもあった。

これまで見てきた中央と地方の行政事務体系を通じて、労務動員の送出過程を連結させて見よう。基本的な送出過程は次のようになる。

- 第一段階（労働力の調査および登録段階）：朝鮮総督府、労働力の調査および登録を実施してその結果を毎年労務動員計画に反映
- 第二段階（要請段階）：事業主、申請数を決定して府県長官を通じて募集（以下割り当て募集）申請→厚生省が査定し朝鮮総督府に要請→朝鮮総督府、文書受付

²² 朝鮮総督府は国家総動員法公布以後増加した「時局事務」を解決するために1939年に邑面単位で時局事務担当書記を1人ずつ増員し、1941年には部落生産拡充計画の実施により面書記を増員した。面書記は1943年の徵兵制施行のために1942年に再び増員される。面書記の他に区長（邑面の吏員だが各部落に居住しながら行政機関を補助する存在）も1940年12月以後からは大幅に増員される。韓亘熙「日帝下戦時体制期地方行政強化政策」『国史館論叢』88、2000年、国史編纂委員会、果川、214-215、222頁（한궁희「일제하 전시체제기 지방행정 강화 정책」『국사관논총』88, 2000, 국사편찬위원회, 과천, 214-215, 222）。

²³ 国史編纂委員会『口述史料選集3—地方を生きる』国史編纂委員会、2006年、果川、251、259-269頁（국사편찬위원회『구술사료선집3—지방을 살다』국사편찬위원회, 2006, 과천, 251, 259-269）。

○第三段階(労務者動員段階)：朝鮮総督府、該当の道に業務下達→道および府、郡、島を経て邑と面の担当者(書記、区長、警察署および駐在所、邑面有力者)および関連団体(総力連盟、職業紹介所、朝鮮労務協会、朝鮮土木建築協会)に下達→各邑面で労務者選定業務を遂行→府、郡、島および道を経て労務者選定結果を朝鮮総督府に上申→各邑面、輸送日程に従って送出準備を完了

○第四段階(輸送段階)：朝鮮総督府、輸送業務主管→輸送関連部署、朝鮮労務協会が輸送を担当。輸送業務遂行の後、朝鮮総督府に報告→朝鮮総督府、送出に該当する地域の関係者(事業主、府県長官、厚生省)に通報→現地、朝鮮人労務者の引き継ぎ

以上の段階は動員地域と無関係に一般的に適用される送出業務である。上の送出段階を業務主体(担当部署)と連結させてみよう。

〈表1〉 労務動員送出段階別の担当部署の役割

業務内容	業務主体(担当部署)
労働力の調査(労務需給調査)および登録(国民登録制)	内務局社会課労務係(1939)→労務課(1941)→厚生局労務課(1941)→司政局労務課(1942)→鉱工局労務課(1943)→鉱工局勤労調整課(1944)→鉱工局勤労部調整課→鉱工局勤労部勤労第一課(1945)
文書課から人力要請関連文書を受付→該当する道へ下達	内務局社会課労務係(1939)→労務課(1941)→厚生局労務課(1941)→司政局労務課(1942)→鉱工局労務課(1943)→鉱工局勤労動員課／勤労動員本部総務部動員班(1944)→鉱工局勤労部動員課(～1945.4.16)
文書担当部署から関連文書受付→各面に下達、地域別割り当て	各道の内務部、府の内務課、郡(島)の内務係、職業紹介所(～1943.12)
文書担当部署から関連文書受付→地域割り当てに応じた人力動員業務遂行(総力連盟、駐在所、消防署、職業紹介所と合同)→確保人員についての上部報告(郡と府、道の順序)および行政手続き遂行	邑と面の担当係(書記)区長(里長、国民総力連盟理事長兼職)朝鮮労務協会、職業紹介所
邑と面で上申した内容をまとめて総督府に報告→輸送日程に従って送出	各道内務部、府の内務課、郡(島)の内務係
文書受付→輸送関連部署(鉄道局営業課、釜山・麗水渡航保護事務所)に協力要請→厚生省および日本関連部署に報告(通報)	内務局社会課労務係(1939)→労務課(1941)→厚生局労務課(1941)→司政局労務課(1942)→鉱工局労務課(1943)→勤労動員本部総務部動員班・鉱工局勤労動員課(1944)→鉱工局勤労部動員課(～1945.4.16)
輸送業務遂行→総督府に報告	内務局社会課労務係(1939)→労務課(1941)→厚生局労務課(1941)→司政局労務課(1942)→鉱工局労務課(1943)→勤労動員本部総務部動員班・鉱工局勤労動員課(1944)→鉱工局勤労部動員課(～1945.4.16)、鉄道局営業課、釜山・麗水渡航保護事務所(釜山海港保護事務所)、関連旅行社

現地到着

下関渡航者保護斡旋所(日本)

日本の北海道住友歌志内炭鉱が1940年に作成した「半島礦員募集関係書類」から、朝鮮人労務者の募集過程を見てみると以下の通りである²⁴。

武岡達雄(募集員)は信濃義一郎課長に数回(計15回)の電報を送る。大阪から送った電報(第一報)には、武岡が6月26日に朝鮮総督府東京出張所を訪問して社会課職員と業務協議をして、翌日大阪に帰って会社を訪問、労動課職員と募集業務を協議したことが出ている。このとき武岡は朝鮮総督府社会課長に伝達した委任状の内容を協議した。武岡が信濃課長に送った電報(第二報)は朝鮮出張のための諸般準備事項が書かれている。このように関連部署と業務協議を終えた武岡は、北海道滝川警察署長が発行した「朝鮮人労務者募集従事員身元証明願」と引率証明書を所持して京城に向けて出発し、割り当て募集の日程に入ることになる。6月29日に釜山に到着した武岡一行は、先に着いていた社員らと一緒に、慶尚南道・北道と全羅南道・北道地域で道社会課および保安課といった該当課員らの業務協力のもと、本格的な「募集割り当て」に取り掛かった。確保した人力は、駐在所と警務局、内務局の助けを受けて輸送準備を行った。この全ての過程に炭鉱会社はもちろん、朝鮮総督府東京出張所と朝鮮総督府社会課、警務局、内務局などの中央行政機構、道の該当する課などの地方行政機構が関与したことがわかる。こうした点は南洋群島や他の地域へ送出する場合も同様だった²⁵。

III. 動員地域別労務動員の性格

1. 労務動員の送出をめぐる植民地朝鮮の状況

当時の行政区域で見ると、日本本土と北海道は内地であり、南洋群島と樺太は朝鮮と同じ外地だった。日本は帝国を標榜して帝国の領域を広げるために努力したが、内外地行政一元化は終戦まで完成できなかった²⁶。日本が総動員体制を運営しながらも内地と外地の行政を一元化できなかつたという点は象徴的な意味にとどまらず、帝国運営の効率性と関連する。しかし朝鮮の諸般の行政システムは実際的な人力動員業務が可能な状況ではなかつた。内外地行政一元化はもちろん、戦時体制で人力動員に必須といえる国民登録制度と寄留制度が未整備だった。このことは、当時の朝鮮の人力動員業務遂行の与件の脆弱さと、その後多くの制約と限界をしのがなければならないかを示している。

II-2の地方行政組織の状況からわかるように、朝鮮総督府の政策は地方下部単位にまで一糸乱れず及ぼせなかつた。その最大の理由は送出業務を担当する人力の不足である。時局事務に喘いでいた行政担当者を支援するために区長制度を導入し、愛国班と青年団組織を活用したが、根本的な解

²⁴ 小沢有作『在日朝鮮人』新人物往来社、1978年、東京、428-433頁所収。

²⁵ 1939年南洋群島の朝鮮人送出の具体的な過程と行政機関の役割の相関関係に関しては鄭惠瓊「1939~1940年間南洋農業移民関係公文書の微視的構造認識」2003年(정혜경「1939~1940년간 남양농업이민관계 공문서의 미시적 구조 인식」2003)参照。

²⁶ 内外地行政一元化に関する詳しい内容については、水野直樹「戦時期の植民地支配と『内外地行政一元化』」『人文学報』79、1997年、京都大学人文科学研究所参照。

決案ではなかった。朝鮮人の海外送出が本格的に実施された1939年に朝鮮の邑面数は2,350ヶ所だったが、ここで仕事をする構成員は邑面長2,350人、副邑長74人、邑面技手1,845人、邑面書記17,103人、区長31,696人など、合計53,568人である²⁷。これら人員が100数種類に達する業務と労働力統制および確保、送出業務まで担当した。つまり、当時朝鮮では労務動員を担当する行政機構の整備と人力確保が十分ではない状態で、割り当て募集による労務動員政策が施行されたのがわかる。

二つ目は登録業務と寄留制度の不備である。海外送出が始まった当時の朝鮮では、戦時初期に国民登録制度が実施できず、職業紹介所を活用しなければならなかつたが、「割り当て募集」に必須の機関である職業紹介所の設置と事務手続きの運営すら円滑にできなかつた²⁸。国家総動員法に基づいた国民職業能力申告令が1939年6月に施行されたが、これは特定の技術労働者を確保するための制度だったため、全朝鮮人対象の国民登録制度ではなかつた²⁹。また寄留制度の不備で移動人口の把握が行えなかつた。本籍を離れて居住する者、または本籍がないか不明な者の居住・身分関係を公簿に記載する制度である寄留制度は、その目的が兵役・納税・選挙その他行政目的のために一定の行政区画内の朝鮮人人口動態を明らかにしようとするものである³⁰。朝鮮総督府は1942年10月15日に朝鮮寄留令を施行したが、寄留令の母胎となる戸籍整備の限界は相変わらずだったので、無籍者はかなりの数に達し、寄留制度は日本の敗戦までまともに運営されなかつた。このような理由で、中央行政機関の業務を下達された地方行政機関で送出対象者を選定する作業は体系的に行えなかつた。〈表1〉の第一段階にあたる労働力調査のためには、政府単位の労働力調査を実施しなければならない。現在残っている労働力調査の関連資料は1940年3月31日付の統計が唯一である。この統計は韓国国家記録院所蔵労務文書のうち労務資源調査関係綴(労務乙種5号)に編綴された統計(文書名:各道労働出稼及転業者数調査)で、収録人員は927,536人である。可能者は調査農家の17~60歳男女の性別、年令別で能力を勘案して、年間の所在労働力を算出し、彼らについて農業所要労動日数および家事、その他必要労動日数を除外する方法で余剰労働力を出した推算値である。朝鮮総督府が円滑な労務需要を解決するためには毎年このような労働力の調査を行い、日本の企画院はこれを基礎に人員を要請しなければならない。ところが実際はそうできなかつた。

実際に送出業務を担当する行政末端の面単位に、具体的な送出対象者の名簿が下達される例はほとんどなかつた。当時面で業務を担当した経験者たちの口述によると、勤労適格者名簿の番号が下達されることはある。しかしそれも「1、3、5、7、9番に該当する人を選んで送れ」という程度だった。大

²⁷ 1943年の邑面数は2,325ヶ所で、邑面長2,325人、副邑長114人、邑面技手4,298人、邑面書記21,168人、区長51,618人の総勢79,523人で、構成員は25,955人増えたが邑面数が減ったので実際業務管轄地域は増えた。南朝鮮過渡政府編『朝鮮統計年鑑』(1948年)、380頁。

²⁸ 外村大「植民地朝鮮の戦時労務動員—政策と実態」「日帝の戦時体制と朝鮮の動員—徴兵、徴用、慰安婦」落星岱経済研究所国際学術大会資料集、2006年、ソウル、18~23頁(外村大「식민지 조선의 전시노무동원—정책과 실태」『일제의 전시체제와 조선인 동원—징병, 징용, 위안부』南北大経済研究会 国際学術大会 資料集、2006、ソウル、18~23)。

²⁹ 1941年8月末基準の朝鮮の登録者数は287,888人に過ぎなかつた。「第79回帝国議会説明資料 厚生」民族問題研究所編『日帝下戦時体制期政策史料叢書』15、2001年、ソウル、324頁。

³⁰ 韓国国家記録院所蔵文書の「朝鮮寄留令制定に関する件」(1942.5.14 起案)によれば、「徴兵制度その他の資源を基調とする各種重要制度の企画および実施に資するために」実施した制度だつた。これについてはイ・ミョンジョン「朝鮮寄留令に関する研究」漢陽大学校大学院修士学位論文、2003年(이명종「조선기류령에 관한 연구」한양대학교 대학원 석사학위논문、2003)参照。

部分は人数が割り当てられるだけだった。

口述者(朴ホベ) :これがたとえば海南郡へ割り当てが来るんですよ。「何百人出せ」なら、郡で山二面何人、黃山面何人、それぞれ割り当てをします。郡には労務係がいる。面にも労務係がいる。そんならそいつが割り当てるでしょ。その割り当て数はどうしても満たさなければならない。必ずそろえなければならない。

面談者:その割り当ては面長たちが集まって会議して決めるんですか?

口述者:いや、郡で。

面談者:郡から一方的に下ろすんですか?

口述者:そうでしょ。そしてそのコースをよく分かっていて、そんな時一人でも少なく合わせて、それが面長の要領でしょ³¹。

朴ホベの口述からわかるように、割り当ての人数合わせは、面書記と区長といわれる行政末端の構成員らが果たすべき業務だったため、彼らは心ならずも送出対象者選定をめぐる「裁量権」行使するようになった。これに起因する民衆の怨みもそのまま彼らが背負った。労務者送出以前に解決すべき作業が行えなかつたという問題点を行政末端の業務担当者に転嫁させる実状は、一方的な業務方式の根拠にとどまらない。動員が持つ強制性と暴力性をはつきり示す事例である。

また朝鮮総督府の立場から見ると、総動員体制の適用対象地域は外地だけではなかった。植民地朝鮮内部でも戦争物資を調達すべき鉱山と工場、土木工事現場の人力確保が必須だった。そのため朝鮮総督府は日本政府と企業の要求に全面的に応えられなかつた。要請人員と供給人員間の差は、行政組織の不備と同時に朝鮮の労務需要とも関連がある。

IIで紹介した中央と地方の行政事務体系を通じた労務動員の送出過程は、労務者についての日本の要請が前提とされる。すなわち「日本企業の要請→企画院の集計および企業別割り当て→朝鮮総督府に要請」という前段階によって遂行される送出過程である。ところがすでに日本当局の統計資料を通じて明らかにされたように、毎年日本政府(企画院)が朝鮮総督府に要請する割り当て人数と実際の送出人員は一致しない。実際の送出比率は平均69.2%(1939年63.2%、1940年61.3%、1941年73.2%、1942年82.9%、1943年78.7%、1944年78.7%)である³²。この差は朝鮮総督府の労働力需要の調査が円滑に行われなかつたか、日本政府が朝鮮総督府に一方的に人員を要請したことを意味する。

それでは、総動員体制への当時の朝鮮民衆の理解と受容姿勢はどうだったのだろうか。まず日本の実態を見てみよう。国民徴用令が4回も改正された背景には、単に戦局の変化があつただけではなかつた。皇国勤労觀を当然のこととして受け入れ、「徴用=名誉、歓喜」と受け止めなければならない日本の労働者が、「不平等な構造」への不満を積極的に表出した点も改正原因の一つだった³³。甚だしく

³¹ 『口述史料選集3—地方を生きる』255-256頁。

³² 李サンイ『日帝下朝鮮の労働政策研究』慧眼、2006年、ソウル、262頁(이상의『일제하 조선의 노동정책 연구』혜안, 2006, 서울, 262)。表20根拠。

³³ 1938年6月日本軍の中国漢口占領で戦争が終わると期待していた日本の民衆は、戦場の拡大とこれによる統制および圧迫に一定の拒否感を持っていた。さらに食糧配給は彼らにとってもう一つの性格の圧迫だった。

は全国民をことごとく戦争に動員しなければならない1944年の時期でも、日本国民の中には総動員精神で武装できない人々が少なくなかった³⁴。

朝鮮の状況はどうだろうか。朝鮮総督府機関紙(毎日申報、京城日報)や刊行物、広報映像物に表れていた様子とは異なり、総動員体制について朝鮮民衆はあまり積極的に反応しなかった。日本の公式文書や新聞資料では、国民総動員連盟や国民総力連盟の組織化が朝鮮の行政下部単位まで行われ、愛国班を通じた銃後報国運動が大々的に実施されたと記録されている。しかし実際は形式に留まる場合が大部分だったとみられる。実状をみると、主に「時局懇談会」や「講話会」に参加して「でたらめな話」や「非常時局認識」を聞くとか、「部落に婦人団と青年団が組織」され、「昨日訓練した青年たちが今朝早くからいわゆる国民精神総動員連盟大会と称し、村の学校で訓練」するという消息を聞く程度だった。民衆が積極的・主体的に直接銃後報国運動をすることはめったになかったと考えられる³⁵。

「国民皆労運動」のスローガンを掲げて朝鮮半島内で運用された勤労報国隊の場合にも、組織化の割合は当局が満足するほどには至らなかった。特に京城のような大都市の組織化の割合はわずかだった。1942年に国民総力京城府連盟が明らかにした内容によると、京城府の勤労報国隊は121隊で計25万名が組織された。しかし毎日申報の記事でさえ「組織率が良くなく、四分の三は組織されなかつた」と報道するほどだった³⁶。その上、全国的に苛酷な物資の供出と食糧配給は日常の不便を超えて生存自体を脅かす要素だった。総動員体制の守護や、銃後報国運動への民衆の積極的な呼応を期待しづらい状況だった³⁷。

このような状況で「根こそぎ動員」レベルの国民徴用を実施できなかつた³⁸。その上、朝鮮半島全体

1939年3月25日付で酪農業調整法(牛乳生産と乳製品製造統制)が公布され、4月12日付で米穀配給統制令が公布、1940年6月5日からは砂糖と食糧配給が実施された。1941年4月1日、日本では食糧事情が悪化し六大城市で食糧配給通帳制度が実施され、1942年2月1日には食糧管理法を公布して味噌と醤油の通帳配給制と医療品の配給切符制度を実施した。真珠湾攻撃以前に実施した1941年の食糧配給通帳制度は都市民の危機意識と厭戦意識を呼び起すには十分だった。朝鮮での食糧配給は日本より少し遅い時期の1943年に実施された。

³⁴ 大阪で日本の民衆の不平不満の声を緩和するために努力した応徵士相談委員と徴用援護会大阪支部構成員の不和は、当時日本で戦争物資生産に動員された民衆の当局に対して持つ認識の程度を知るのに役立つ。佐々木啓「徴用制度下の労資関係問題」『大原社会問題研究所雑誌』568号、2006年、法政大学、東京、28-29頁、佐々木啓「戦時期における日本の国民徴用援護事業の展開過程」『歴史学研究』835号、2007年参照。

³⁵ 韓国精神文化研究院『致斎日記2』(城南、1994年)該当年度日記。

³⁶ 李丙禮「日帝下戦時体制期京城府の労働力動員構造」『史林』24、2005年、成均館大学首善史学会、ソウル、58頁(이병례「일제하 전시체제기 경성부의 노동력 동원구조」『사림』24, 2005, 성균관대학교 수선사학회, 서울, 58)。

³⁷ 1911年から52年間一日も欠かさず日記を残した致斎金麟洙(1892~1962)は守旧意識が独特な人物だった。近現代の激動の中でもまげと韓服といった衣冠に固執し、創氏改名も拒否した。忠清北道槐山で生まれたが1922年に中原郡東良面荷谷に移り住み隠居生活を送った。しかし時局の情勢については情報が迅速かつ正確なで、日記を読むと驚きを禁じえない。致斎が残した日記によると、駐在所巡査と面事務所書記が「布を織ることを強要」するとか「旧暦の正月を禁」する「戒厳が太甚」だったが、時局懇談会への参加はそれほど強要されなかつたようである。彼が記録した戦時体制期の最大の困難は食糧配給だった。「得ることの困難さは龍が空に上ろうと努力すること」(1941.10.29)のような食塩配給の情況を描写した日記をはじめ、所々で当局の統制に鋭い指摘をしている。

³⁸ こうした状況は日本でも同じだった。日本と外地で国民徴用令は1939年に公布・施行されたが技能者に限られ、一般労務者は募集と官斡旋制度に依存した。内外地での「根こそぎ動員」は1943年の国民徴用令3次改正以後に可能だった。日本で新規に徴用された数は、1939年で850人、1940年で52,692人、1941年で258,192人であった。新規徴用者数は1943年以後に急増する。佐々木啓「徴用制度下の労資関係問題」(『大

の朝鮮人たちを物理力で統治できていない状況で「暴力的・強権的な連行行為」よりは高度な統治力を発揮する必要があった。初めから露骨な暴力を使用すると民衆の抵抗に直面して総力戦体制運用の障害になるので、暴力行使自体に支払うべき費用は軽視できないわけである。そのため総動員政策の立案者は民衆の反発を招かないように、戦争遂行のための労務調整の効率的遂行を目指した³⁹。

また国家総動員体制の下、植民地として人力供出だけでなく物資供出という二つの役割を遂行しなければならなかつた朝鮮総督府の立場では、農村人力の多様で積極的な活用方法を考慮しなければならなかつた。それがまさに物資供出と連携した人力供出対象者の選定、割り当て募集方法の積極的活用だつた。このうち、まず前者を見ると次のようになる。

物資供出は米穀をはじめとした食糧と石炭、鉱産物など種類が多様だが、一番重要性の高い品目は米穀をはじめとする農産物である⁴⁰。物資供出と連携した人力供出対象者の選定は朝鮮総督府の農村統制政策と深く関連している。国家総動員体制に入つても樂観的な立場を維持していた朝鮮での食糧需給問題は、1939年の大旱魃をきっかけに変化した。1939年の大旱魃はそのものの被害規模も大きかつたが、それ以前の時期から発生した旱魃被害をさらに悪化させた。

〈表2〉 戦時期米穀供出の推移(単位:千石)

米穀年度	生産量(a)	割り当て量	供出量(b)	農家保有量(c)	b/a(%)
1941	21,527		9,208	12,319	42.8
1942	24,886		11,255	13,631	45.2
1943	15,687	9,119	8,750	6,937	55.8
1944	18,719	11,956	11,957	6,762	63.9
1945	16,052	10,541	9,634	6,418	60.0

*生産量は前年度の生産量を意味する。1941年度米穀年度の場合、1940年の米穀21,527,000石のうち9,208,000石が供出されたことを意味する⁴¹。

典拠:田剛秀「1940年代韓国の米穀統制政策」『経済史学』19、1995年、224頁(전강수, 1995 「1940년대 한국의 미곡통제정책」『경제사학』19, 224)。富田晶子他「植民地期朝鮮社会経済の統計的研究(1)」『東京経学会誌』139、1984年、31頁(李松順『日帝下戦時農業政策と農村経済』先人文化社、2008年、164頁(이송순, 2008 『일제하 전시 농업정책과 농촌경제』선인문화사, 164)。李栄薰・洪制煥「戦時期農村経済の動向」落星垈経済研究所国際学術大会資料集、2006年、77頁。再引用)

いくつか経済指標を見ると、1938年に24,138,874.00石だった米穀生産量は、1939年に14,355,793.00石と半分近く激減してから、1940年に21,527,393.00石とやや回復する。しかし1943年に

原社会問題研究所雑誌』568号、2006年)、25頁。

³⁹ 外村大「植民地朝鮮の戦時労務動員—政策と実態」『落星垈経済研究所国際学術大会資料集: 日帝の戦時体制と朝鮮人動員—徴兵、徴用、慰安婦』2006年、ソウル、49頁(外村大「식민지 조선의 전시노무동원—정책과 실태」『낙성대경제연구소 국제학술대회 자료집 : 일제의 전시체제와 조선인 동원—징병, 징용, 위안부』2006, 서울, 49)。

⁴⁰ 1944年に朝鮮内鉱山への現員徴用が急増する理由も鉱產品の「鮮外」供出と関連する。

⁴¹ 李栄薰・洪制煥「戦時期農村経済の動向」『落星垈経済研究所国際学術大会—日帝の戦時体制と朝鮮の動員』2006年、77頁(이영훈·홍제환『전시기 농촌경제의 동향』『낙성대경제연구소 국제학술대회—일제의 전시체제와 조선인 동원』2006, 77)。

は再び18,718,940.00石と2,808,453石減少する⁴²。

1939年の大旱魃をきっかけに、朝鮮総督府は本格的な戦時農業統制政策の推進を余儀なくされた。これを解決するために朝鮮総督府は1941年朝鮮農村再編成計画を構想し、具体的な実行案として1943年朝鮮農業計画を提示した。このような農業統制政策は食糧増産を通じた農家生活安定化と適正な経営規模設定という朝鮮農村社会内部の問題解決と同時に、戦争長期化と拡戦によって強化された物資供出の解決という二つの問題があった。単に旱魃の被害地域民を海外送出する方法で農村社会の適正な経営規模を維持することにとどまらず、供出する食糧の確保という問題も同時に解決しなければならなかったからである。その上、1942年に再び旱魃が発生し、引き続き1943年には水害があったので、朝鮮総督府は農業政策をより強化せざるをえなかつた。

その結果、1943年7月に発表した朝鮮農業計画要綱には「皇國農民も確立」を第一に設定するのと同時に、「農村生産体制整備」という二番目の方向に、実践事項として「農村労務の合理的調整と労務供出の円滑」が明示されている⁴³。結局、朝鮮総督府としてはいくら労務供出が急務だとしても、食糧供出を放棄できなかつたので、食糧生産のための必須人力を投入する方法を並行しなければならなかつた。この方法が1944年に入って「農業要員制度」や「農業生産責任制」などの積極的な政策として現われた⁴⁴。結局、物資供出と連携した人力供出対象者が選定されなければならず、その対象者は食糧生産の必須人力に含まれない人々だった。所有する、または耕作する土地がない農民だった。

〈表2〉によると、年度別米穀供出量(生産量比)は毎年増加していることがわかる。特に1942年の旱魃と1943年の水害で1943年の収穫高と栽培面積、農業戸数はいずれも大幅に減少したが、1944年の供出量は大幅に増加する現象を示した⁴⁵。ここから朝鮮総督府が食糧供出のためにどれだけ無理な政策を推進したのかという点がわかる。

割り当て募集方法の積極的活用として考案された第二の方法は、割り当て募集を以前から続く出稼ぎ労働者の渡日機会と同じもののように活用する方法と、大旱魃の被害地域民への活用を高める二つの方法だった。

1920年代初めから日本は朝鮮人の代表的な出稼ぎ地域だった。朝鮮人が出稼ぎ労働者として渡日するようになった原因はいろいろあるが、植民地経済政策の影響、中国地域朝鮮人の討伐行為の激化、朝鮮内労働市場の限界、労働者ストなど労働運動の制御を日本企業が必要としたことなど、多くの要因が複合的に作用した。これについて日本当局は、日本の労働市場と経済状況、朝鮮の人力需給

⁴² 耕地面積対比栽培面積の関係についての統計からも関連性を見られる。田の場合(単位:1千町歩)、1938年には耕地面積1,751、栽培面積1,660(耕地面積対比94.15%)だったが、1939年に耕地面積1,763、栽培面積1,235(70%)に激減し、1940年に耕地面積1,770、栽培面積1,642(92.8%)と回復したことがわかる。植民地期朝鮮の米穀生産量および耕地面積、栽培面積については朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各該当年度版と韓国「国家統計ポータル」(<http://www.kosis.kr/>)所蔵資料参照。

⁴³ この要綱は1943年9月11日に朝鮮総督府農林局が地方に下達した。

⁴⁴ 農業要員制度は1944年9月に整備された「農業要員設置要綱」に基づく制度であり、食糧増産のための農業要員は労務動員の送出対象者から除外して農業に従事させた。農業生産責任制は1944年から施行された地主の経済力を活用する策である。農地所有者の地主を生産責任者にし、耕作者を村の連帶として生産責任数量達成のため努力を傾注させる制度である。

⁴⁵ 韓国国家統計ポータルの統計資料を見ると、1943年の栽培面積は1940年に比べて124,572.7町歩が減少し、収穫高は2,808,453.00石減少した。ところが供出量は大幅に増加した。

状況などを考慮して、渡日を許容・統制する渡航政策を運用した⁴⁶。そのため戦時体制期について理解が全くない朝鮮農民の立場では、「募集」と「斡旋」は1938年以前の時期の出稼ぎ渡日と同じ形態であり、全く新しくない馴染みの現象と思われた。ただ以前の時期に比べて「募集説明会」が頻繁にある程度だった。

また当局は「募集＝渡航証獲得」という等式を提示して、割り当て募集の反応度を高めた。日本当局は、1910年代には日本内部の必要に基づいて渡日を許容し、1920年代からは日本の経済状況に応じて渡日を制限・一時許容する政策を並行した。日本政府は1919年4月に朝鮮総督府を通じて「朝鮮人旅行取締に関する件」を発布し、渡日希望者は管轄警察署から旅行証明書を受け取って出発地の警察官に提出するようにした。1922年4月からは自由渡航制を実施したが、関東大震災が発生した1923年9月に渡日を全面禁止し、1924年には低賃金朝鮮人労働力の集団移入によって引き起こされる日本労働市場の不安を開拓するために、再び「韓国人について旅行証明書の件」を発布・施行した。この制度は最小限30円の費用があり、就職が確実に保障された朝鮮人に限って渡航承諾証明書を交付するというものだった。1928年には朝鮮総督府警務局の指示に従って渡日希望者は持参金60円と各居住地警察駐在所の紹介状を所持しなければならなかった。1930年代は1934年10月30日の閣議決定「朝鮮人移住対策の件」とその実践項目である「朝鮮人移住対策要目」を通じて「朝鮮人の渡日減少」方針を実行した⁴⁷。この方針によって、朝鮮人は一定の持参金と警察駐在所の紹介状などの決められた条件を満たしてはじめて連絡船への乗船が可能となった。この条件を満たせる人々は限られたので、朝鮮人が連絡船に乗れる機会も制約された。

朝鮮人の渡航機会は、1938年3月に南次郎朝鮮総督が日本内務大臣に送った「朝鮮人の内地渡航制限に関する件」と、同年7月に日本内務省と朝鮮総督府が締結した「内鮮協定」、1939年7月28日に内務・厚生次官名義の通牒「朝鮮人労務者内地移住に関する件」が下達されて、初めて開かれた⁴⁸。この通牒は1939年7月に閣議で決定した第一次労務動員計画に朝鮮人8万5千名の割り当て計画が含まれていたため示達されたものである。つまり数十年間規制に縛られていた朝鮮人の渡航は、自由渡日ではなく労務者としての割り当て募集という方式で可能となった。

日本の渡航政策⁴⁹によって朝鮮人が渡航許可を取りづらい状況で、割り当て募集は働き口を求めるとする農民が渡航許可を得られる数少ない機会だった。そのため割り当て募集の対象者になった朝鮮人の一部は、募集を渡航証獲得の機会だと考え、いったん渡航したのちに別のチャンスをさぐろうとしていた。こうした意図は現地の脱出実態に表れている。日本内務省資料(社会運動の状況)と特高月報などの資料によると、割り当て募集と官斡旋方式で送出した朝鮮人のうち、現地脱出理由の第一位が「初めから計画的に内地渡航手段として応募」であり、第二位が「職場の事故などで作業に恐怖を感じる」。

⁴⁶ 詳しい内容は鄭惠瓊『日帝時代在日朝鮮の民族運動研究』国学資料院、2001年、ソウル(정혜경『일제시대 재일조선인 민족운동연구』국학자료원, 2001, 서울)参照。

⁴⁷ 内務省警保局「特高警察通牒」「在日朝鮮人関係資料集成」3、三一書房、東京、12頁。

⁴⁸ しかし炭鉱など特殊な職種を除いては家族渡航が厳格に禁止された。

⁴⁹ 一般的に朝鮮半島から船舶を利用して日本に行くことは「渡日」という用語を使った。本稿では研究対象として日本に到着した朝鮮人はもちろん、海を渡って日本経由で南洋群島に行く朝鮮人も含むので、「渡航」という用語を使う。

じて」であり、第三位が「他人の煽動と誘惑」である⁵⁰。このように朝鮮人が「募集」に応じてはじめて渡航できる構造が、代表的な国家権力による統制、「強制」であるのはもちろんである。

朝鮮総督府当局は人力の適正な活用のために、送出対象者を食糧生産と合わせなければならなかった。実際に韓国の「国家統計ポータル」統計資料で農業戸数分布状況を見ると、1942年の農業戸数は前年比で17,554人減少しており、このうち慶尚北道地域が4,932人で最大の減少を示している。これに比べて全羅南道は前年比で834人増加している。また同じ資料で1944年の米穀供出状況を見ると、生産量に対する供出の割合は63.9%だが、代表的な旱魃被害地域の慶尚北道は58.58%で平均値に達していない。農業戸数の減少と供出量の減少に相関性があることがわかる。

それでは旱魃の被害にあった地域民は、割り当て募集をどんな意味で受けとめていたのだろうか。選択肢が極めて限られていた朝鮮の農村で、しかも旱魃にあった農民が、廃墟になった土地を捨てて新しい働き口を求める機会が提示されたときに見せた反応は想像に難くない。彼らは「いくら故郷を離れたくなくても生存のためにはどんな仕事でもしなければならない切迫した立場」だった。

このように以前から馴染んでいた方法と避けられない状況に置かれた地域民を対象とした「割り当て募集」は、不備な行政力と民衆掌握の限界という現実の中で大衆の抵抗を緩和しながら朝鮮総督府当局が使用した高度の動員方法だった。このような動員方法は、その後現地で朝鮮人が直面した作業場の現実が朝鮮に伝わり、災害で傷害者が発生することで修正せざるを得なくなる。送出港および現地で離脱者の割合が高まり、動員を忌避する傾向が高まり、傷害者への家族の反応が激しくなったからである⁵¹。このため当局では脱走を防ぐために統制を強化し、動員方法を「官斡旋」に変えていった⁵²。

2. 動員地域別の送出過程

上で示した二つの農村人力の活用案を基礎に、日本の帝国における労務動員の動員地域別状況を見てみよう。

まず南洋群島を見ると、この地域で朝鮮人が労務者として初めて送出された時期は1939年である。1939年2月に慶尚南道と慶尚北道、全羅南道、全羅北道管内の農民が土建労務者としてパラオとサイパンに出発し、1939年8月から1940年2月までは農業労務者として働く慶尚北道と慶尚南道、全羅北道管内出身の朝鮮農民1,266人がボナペ、ティニアン、パラオへ出発した。土建労務者と農業労務者として送出した朝鮮人の出身郡は慶尚北道と全羅北道地域が重複している⁵³。

⁵⁰ 国民勤労研究会『半島技能工の育成』〔疾病、災害率、欠勤率〕(金旻榮『日帝の朝鮮人労働力収奪研究』ハヌル出版社、1995年、158-159頁(김민영『일제의 조선인 노동력 수탈 연구』한울출판사, 1995, 158-159)、再引用)。

⁵¹ 日本国務省資料(社会運動の状況)と特高月報などの資料によると、割り当て募集方式で送出した朝鮮人のうち現地から脱出する割合は、1939年で2.2%だが、1940年で18.7%、1941年で34.1%、1942年で38.3%、1943年で39.9%と急増した。

⁵² 割り当て募集(1938～)と官斡旋(1942～)、国民徵用(1939～)は、始まりの時期は異なるが段階的に施行された断絶的な概念ではなく、1945年まで並行して行われた動員方法である。「根こそぎ動員」段階の1943年の国民徵用令3次改正以後も、日本の主要作業場では割り当て募集と官斡旋方式が活用された。

⁵³ 1939年7月13日付で朝鮮総督府内務局長が慶尚北道知事に送った公文書「南洋農業移民斡旋方法に関する件」(内務局社会課、第1285号)には、送出対象者として慶尚北道と慶尚南道地方の旱魃地域民を対象に選定することを要請した内容が明記されている。慶尚北道地域は1939年に旱魃被害が最も酷かった地域だつ

南洋群島に送出される朝鮮人労務動員は、1941年からは「半島労動者」「新半島移民」「半島移民」「朝鮮人移住労働者」「半島作業員」「朝鮮労務者」「半島労務者」という名前で南洋庁管内の240余りの作業場に送出された。この地域に送出された朝鮮人の出身地域は、既存の慶尚北道、慶尚南道、全羅北道、全羅南道の他に、忠清北道、忠清南道、江原道、京畿道などその他の地域が追加された。労務者として動員された朝鮮人は、太平洋地域が激戦地になったことで現員徴用の対象となり、直接戦闘に投入される割合が非常に高かった。

南洋群島に送り出される朝鮮人の送出過程は、一般的なそれとどんな違いがあるのだろうか。1939年に送り出された朝鮮人の送出過程に関して、南洋農業移民関係綴(1939~1940)をはじめとした韓国国家記録院所蔵の文書綴3冊を見てみると、一般的な労務動員送出の業務プロセスと大差ないことがわかる。1939年と1940年に遂行された送出は、三つの段階で業務が遂行された⁵⁴。

- 第一段階:計画立案および要請(計画立案→事業主の要請→南洋庁受付→朝鮮総督府に要請
→朝鮮総督府受付)
- 第二段階:割り当て募集(道に下達→該当の道内務部、送出者選定および身元調査→該当の道知事、朝鮮総督府内務局に上申→朝鮮総督府受付→南洋庁内務部に伝達→南洋庁内務部受付)
- 第三段階:輸送業務(該当の道、輸送業務完了→企業引受)

以上でみてきたように朝鮮総督府内務局が該当地方官庁に業務を示達し、送出の全過程を実施した。当局の積極的な意志によって「南洋群島行きの労務者たち」は迅速な送出手続と輸送過程を終えられた。以後も南洋群島へ送出する朝鮮人に関する手続きは、一般的な送出手続きと違いを見せていない。

権太の場合の送出過程は一般的な労務動員送出の枠組みによっている。植民地期の権太は外地とはいえば日本「帝国」の領土だったため、他の手続きを取る必要がなかったからである。ただ権太は送出コース自体が他の地域に比べて單一にできなかつたので多様に認識する側面がある。つまり朝鮮から直接送出する場合もあったが、すでに日本で働いていた一般渡日朝鮮人が、新たな機会の地と認識して移住する割合が高かつたのである。または日本本土や北海道と異なり、家族連れの割合も高かつた。北海道に連れて行かれた朝鮮人が劣悪な状況の炭鉱を脱出して比較的賃金水準が高く、作業条件が良い地域として知られた権太へ入島した場合もある。しかし朝鮮から直接入るか、北海道に送出された朝鮮人が権太に入島するか、権太に入って組を運営または管理者として働いていた一般渡日朝鮮人の場合でなければ、送出過程は同じである⁵⁵。

た。朝鮮総督府が調査した被害内容を見ると、慶尚北道地域の被害農家は259,740戸で、このうち救助を要望する戸数は175,897戸で、総米作農家戸数(322,212戸)の80%に達した。

⁵⁴ 鄭惠瓊「1939~1940年間南洋農業移民関係公文書の微視的構造認識」2003年(정혜경「1939~1940년간 남양농업이민관계 공문서의 미시적 구조 인식」2003)。

⁵⁵ 権太行き勤労団員の割り当て募集に関する『東亜日報』1939年11月21日付(3面)の記事「権太開拓勤労団員を募集」で、警察署と駐在所が申し込み業務を担当するという内容から、「募集」の性格を推量できる。

日本当局が作成した資料に基づいて動員地域別の動員状況を見てみると次のようになる。

〈表3〉 動員地域別の朝鮮人労務者の送出状況(単位:人)

年度別	地域	国民動員計画数による計画数	渡航者数					計画達成率
			石炭	金属	土建	工場その他	計	
1939	日本	85,000	32,081	5,597	12,141		49,819	58.6%
	樺太		2,578	190	533		3,301	
	計	85,000	34,659	5,787	12,674		53,120	62.5%
1940	日本	88,800	36,865	9,081	7,955	2,078	55,979	63.0%
	樺太	8,500	1,311		1,294		2,605	30.6%
	南洋					814	814	
	計	97,300	38,176	9,081	9,249	2,892	59,398	
1941	日本	81,000	39,019	9,416	10,314	2,117	63,866	78.8%
	樺太	1,200	800		651		1451	120.9%
	南洋	17,800				1,781	1,781	10.0%
	計	100,000	39,819	9,416	10,965	6,898	67,098	67.0%
1942	日本	120,000	74,098	7,632	16,969	13,124	111,823	93.1%
	樺太	6,500	3,985		1,960		5,945	91.46%
	南洋	3,500				2,083	2,083	59.5%
	計	130,000	78,083	7,632	18,929	13,207	119,851	92.2%
1943	日本	150,000	66,535	13,763	30,635	13,353	124,286	82.9%
	樺太	3,300	1,835		976		2,811	85.2%
	南洋	1,700				1,253	1,253	73.7%
	計	155,000	68,370	13,763	31,611	14,606	128,350	82.8%
1944	日本	290,000	71,550	15,920	51,650	89,200	228,320	78.7%
	樺太							
	南洋							
	計	290,000	71,550	15,920	51,650	89,200	228,320	78.7%

〈資料〉「昭和19年度第86回帝国議会説明資料—鉄工、通信、交通」

〈表3〉は全ての送出朝鮮人労務者の実態を示した統計で見づらい。しかし日本当局が作った資料という点で意味がある統計である。年度別、地域別で動員計画数比の送出状況を比較すると、全体的には時期が遅いほど達成の割合が高まることがわかる。日本本土に比べて樺太と南洋は年度別で大きな偏差を示しており、配船状況と戦況に大きな影響を受けたのがわかる。

国外に送出された朝鮮人の本籍地(申告当時の住所地)状況を、各種資料で見てみよう。

各資料の統計算出基準と調査対象の違いによって、1940年に朝鮮総督府が調査した地域別余剰労働力(⑦動員可能者)の分布と他の資料の関連性を見つけるのは容易ではない。しかし⑦資料の地域別順位が以後あまり変わらないと判断できるので大体の状況は把握できる。

〈表4〉で送出人員の割合で全ての資料にわたって4位以内を記録する地域は慶尚北道である。慶尚北道は全ての項目で3位以内を記録した。全羅北道は⑦を除く全ての項目で、全羅南道は⑥と⑦の1939年渡日人口を除く全ての項目で4位以内に入った。朝鮮総督府が調査した地域別余剰労働力

(⑦動員可能者)の分布を見ると、忠清北道と慶尚南道、慶尚北道地域が上位圏に上がっている。慶尚北道は1935~40年間の人口増加率が全国比で一番低い地域である。慶尚北道の人口増加率が

〈表4〉 朝鮮半島の主要本籍地別の朝鮮人送出状況(単位:%)

	①倭政時被徵用者名簿 ⁵⁶	②朝鮮人労働者に関する調査結果 ⁵⁷	③いわゆる朝鮮人徵用者に関する名簿 ⁵⁸	④委員会申告現況(国外労務)	⑤南洋群島帰還者名簿 ⁵⁹	⑥割り当て募集許可 ⁶⁰				⑦動員可能者(男40.3.31)	
						1939.10.25		1940.1.20			
						総許可人員	渡日人員	総許可人員	渡日人員		
京畿	10.8 (5)	7.4 (5)	2.7 (6)	7.0 (7)	0.7 (7)	6.3 (6)	3.0 (7)	5.0 (6)	4.7 (6)	2.8 (7)	
江原	5.0 (8)	7.0 (7)	0.7 (8)	4.6 (8)	0.2 (8)					2.7 (8)	
忠南	14.4 (3)	7.1 (6)	13.5 (1)	15.4 (4)	2.9 (6)	9.2 (5)	17.4 (4)	7.8 (5)	8.9 (5)	9.7 (4)	
忠北	6.98 (7)	6.5 (8)	1.9 (7)	9.0 (6)	8.3 (5)	5.6 (7)	6.4 (6)	4.3 (7)	4.0 (7)	16.2 (1)	
慶南	9.57 (6)	11.9 (2)	5.3 (5)	12.7 (5)	12.1 (4)	19.2 (3)	22.1 (2)	28.5 (1)	26.1 (1)	14.5 (2)	
慶北	16.9 (2)	12.9 (1)	6.8 (3)	15.5 (3)	19.9 (3)	26.9 (1)	24.5 (1)	23.6 (2)	24.7 (2)	11.5 (3)	
全南	19.9 (1)	10.0 (4)	10.7 (2)	20.2 (1)	29.0 (1)	19.9 (2)	8.4 (5)	20.8 (3)	18.0 (3)	8.5 (5)	
全北	11.9 (4)	11.9 (3)	5.4 (4)	15.6 (2)	26.8 (2)	12.9 (4)	18.2 (3)	10.1 (4)	13.2 (4)	7.0 (6)	

*京畿:ソウル含む、全南:済州含む

*倭政時被徵用者名簿:申告当時住所基準

*()は多数順

-3.5で最も低く、その次が忠清北道(-1.5)、全羅北道(-0.5)、慶尚南道(-0.2)、忠清南道(3.2)、平安北道(3.3)、全羅南道(5.2)、黄海道(8.2)、咸鏡南道(9.1)、江原道(9.9)、平安南道(13.1)、京畿道(16.8)、咸鏡北道(29.2)である。このうち平均6.2%より低い地域は慶尚北道をはじめ忠清北道、全羅北道、慶尚南道、忠清南道、平安北道、全羅南道で、主に三南地方が中心である⁶¹。

日本本土(北海道含む)および樺太、南洋群島など朝鮮人労務者の動員地域別の送出手続きには大差が見られない。しかし送出以後の段階に入ると違いが見られる。日本本土と樺太が後方とすると、南洋群島は「激戦地」だったので、全般的な労働条件は日本・樺太と違いが見られた。南洋群島では

⁵⁶ 1957~58年に韓国の労働庁が申告を受けた名簿で、28万人分が収録されている。

⁵⁷ 国家記録院と強制動員委員会が所蔵しており、収録人数は69,766人である。

⁵⁸ 国家記録院と強制動員委員会が所蔵しており、収録人数は27,949人である。

⁵⁹ 南洋群島地域に強制動員されていた朝鮮人の中で生存して帰還した人々について、帰還地別、国籍別に作成した名簿(国史編纂委員会収集、強制動員委員会所蔵)で、米国NARA Records Group313「米海軍太平洋艦隊日本人送還者記録1945~1946」の中に編綴されている。この資料は生存者の帰還者名簿なので戦争中の死者と現地に残った韓国人は含まれなかった。

⁶⁰ 戦後補償問題研究会『戦後補償問題資料集』2(1991年)、39~41頁。

⁶¹ 統計は朝鮮総督府発刊統計資料に依拠して、李サンイ『日帝下朝鮮の労働政策研究』133頁、表13を再引用した。

労務者が軍属に転換されたり、戦争期間中に海上が封鎖されて孤立状況に当たり、死亡者の割合も非常に高い。権太は北海道の稚内から権太の大泊（現コルサコフ）まで船で2時間しかからない地域で、日本と同様の後方地域でありながらも、ソ連と国境を接する地域だったので、国防上の重要性が認められ青壯年の割合が高かった。

労働職種を見ると、〈表3〉から分かるように日本本土が炭鉱、鉱山、土建作業場、軍需工場など多様なのに比べて、権太は水産業と製紙業、材木伐採場などがあるが、炭鉱の割合が高い。南洋群島は鉱山の割合は非常に低く、飛行場建設工事が中心の土建工事現場と、サトウキビ・タピオカなどを生産する農場が代表的である⁶²。

この点は日本帝国の枠組みの中で、戦争のために必要な物流の生産を担当した地域別特性によつて、作業場の分布と人力送出状況が異なるということを意味する。権太で生産する紙と石炭、水産物は日本本土（紙、石炭、水産物）と朝鮮（紙）に供給されるべき品目であり、南洋群島で生産するサトウキビとタピオカは砂糖とアルコールの原料として日本本土にとって非常に重要な品目だった。マリアナ沖海戦以後には海上封鎖によって南洋群島における朝鮮人の生産品種が変わる。南洋群島で生産していたサトウキビやタピオカの輸送路が遮断され、日本軍が食いつなぐ食糧を生産するのが主要業務になった。「現地補給」という日本軍の補給原則によって、農業労務者の生産作業が直ちに日本軍の戦力に直接的な影響を与えたからである。

IV.おわりに

韓日両国学界の努力で、戦時体制期に日本が自国民以外の民衆を動員した事実についての「強制性」の有無は、もはや言及する必要のない主題となった。相変らず「強制性」を否定する議論が一部から提起されることがあるが、普遍的な歴史理解と常識の枠組みを崩すに至らないと思われる。今では学界の議論の方向は強制性の有無についての消耗的な論争ではなく、戦時体制への理解の幅と層を広げて多様に接近しようとする努力に注がれるべきである。世界の歴史から見ると、総動員体制の運営は武力だけで可能なものではなかった。その上、植民地民とはいえ異民族が異民族を戦争に動員する作業は、より高度の戦略と説得論理が必要なことだった。その細密な層位を広げて行く作業は、今後の学界の任務であると同時に、学問的議論の場を深める解法でもある。

本稿はこのような問題意識を解いていく議論過程であると同時に、戦時体制期の人力動員の多様な層位を描き出し、普遍性を確認する過程の一環である。序論で提起した論旨は本文を通じて次のように確認できた。

第一は人力動員のための植民地朝鮮における構造的な基盤の問題である。限られた地方の行政人力と未整備の国民登録制度および寄留制度などの行政システムの限界によって人力動員にもつとも

⁶² 2007年12月末現在、日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会が把握した南洋庁管内237ヶ所の作業場の中で農業作業場は61ヶ所で、土建作業場は82ヶ所である。権太の場合は1940～1945年の間で36ヶ所の炭鉱に朝鮮人が動員されたのに比べて、製紙工場は9ヶ所だった。

必須な人力を確保して不要不急に適材適所に配置する人力需給自体が円滑ではなかった。しかし戦線の拡大の中で朝鮮人労働力への一方的な要求は労務人力動員の強制性と暴力性につながった。総動員体制の運用と制度的限界の産物である。

第二は制度的背景への理解を補完する内容として、送出と関連した行政組織の運用である。日本本土で実施した総動員体制を根幹としながらも、朝鮮半島への統治方向と人的・物的資源の状況に応じて融通性をもって樹立・運用されていった朝鮮総督府の労働動員政策の実像は、行政機構の変遷を通じて明らかとなった。

第三は送出過程を通して見た動員地域間の特性である。朝鮮半島を中心になると、朝鮮人の動員地域は時期によって地域別特性を示し、相互連関性をもつた。重要なことは、戦時体制期の朝鮮と日本、南洋群島、樺太では各地の地域的特性と役割に応じて物資と人力供出政策が樹立され、遂行されたという点である。

批評文(有馬 學)

本論文は、戦時体制期における労務動員に関する、良心的な実証研究である。もちろん著者の見解は本論文ではじめて提示されたものではなく、著者自身による綿密な先行論文が存在する。

本論文の論点は明快である。第一の特徴的な論点は、労務動員(朝鮮側から見れば送出過程)の制度的侧面を明らかにすることである。これは最も基本的な問題であるにもかかわらず、これまで我々が知るところはあまり多くなかった。著者の結論を一言でいえば、送出業務を担う制度の脆弱性ということであろう。これは重要な指摘である。中央および地方の担当部署は時期によって改変が繰り返され、どのプロセスをどの部署が担当するかも複雑に入れ替わった。より根本的には、国民登録制度や寄留制度の未整備もしくは機能不全から、そもそも体系的な移動人口の把握がなされていなかった。

著者の議論の第二の特徴は、動員地域を日本本土に限らず樺太や南洋群島をも視野に入れ、出手手続きや動員実態を明らかにしようとしていることである。もっともこの部分については、研究の蓄積も少なく、統計資料の整備も必ずしも充分とはいえないため、今後の課題を多く残している(それは著者の責任というわけではなく、この分野の研究全体の課題である)。

以上のような本論文の功績を認めた上で、ここでは一つの論点に絞って疑問を提示してみたい。評者の最大の疑問は、著者の綿密な実証と結論が必ずしも整合しているように見えない点にある。

著者は一方では、動員にかかわるさまざまな機構的・制度的脆弱性、朝鮮内部における人力確保の必要性と日本政府・企業の送出要求との矛盾(送出比率は平均69.2%)、民衆の非協力などを前提に、総督府が「暴力的・強権的な連行行為」(230頁)よりは高度な統治力を発揮する必要があったことを指摘する。この指摘はきわめて興味深く、正当なものである。ところが著者の議論は、そこから「高度な統治力」(230頁)とはどのようなメカニズムかという問い合わせに向かうのではなく、「動員が持つ強制性と暴力性」(229頁)という結論に向かってしまう。

著者の実証が示しているのは、戦時期の植民地「統治」に周到な計画や一貫した政策体系などなかったということではないか。あるいは「統治」権力を構成する諸主体の関係は緊密で一元的なものではなく、相互に競合や矛盾や葛藤をはらむものであったということではないか。そしてそれは、戦時期における植民地本国日本の物資動員計画や、より広くは戦時統制経済、ひいては戦時期の政治的・社会的統合の諸側面について、全般的に指摘できることのように思われる。

評者の観点からは(そして著者の実証からも)、戦時体制は一元的で均質な権力体とは言い難い。にもかかわらず、そこにはある政治的・社会的力関係が成立している。そのメカニズムこそが、「高度な統治力」を成立させるものであると思われる。その意味について考えることは、戦時体制全般の理解に新たな知見を与えてくれると同時に、植民地という歴史的経験が同時代の人々にとってどのような意味をもったのかを考える手がかりにもなるであろう。そして評者には、著者の研究がそのための重要な素材を提供しているように思えるのである。

批評文へのコメント(鄭惠瓊)

有馬先生は「評者の観点からは(そして著者の実証からも)、戦時体制は一元的で均質な権力体とは言い難い。にもかかわらず、そこにはある政治的・社会的力関係が成立している。そのメカニズムこそが、『高度な統治力』を成立させるものであると思われる」と指摘された。

それでは政治的・社会的力関係は何であろうか。評者はこの点を具体的に指摘すべきだと考える。政治的・社会的力関係とは極めて一般的で普遍的な話である。同時に批評者は戦時体制についての一般的なメカニズムは何であると考えるのか。このことについて問い合わせたい。

日本はもちろんヨーロッパでも行われた総動員体制において、メカニズムは地域ごとに違いがあるのは当然だろう。共通的には最小限の武力で多数の植民地民を統治し、動員に連結しようとするならば高度の統治力が必要であり、このことは植民地民(被統治民)に一定の反対給付を提供しようとする意図を強調する方法が大変必要だったと見る。

筆者の見解では、当時の日本が総動員体制を運営するのに十分な力量や準備が足りなかった状況だったという点、システムが作動できなかったという点に同意するなら、日本がどのようなメカニズムを持ったということが重要なことではないと考える。重要なことは日本が帝国次元で人的・物的資源を動員しなければならず、このために地域間特性に違う需給が必要であり、このような地域間の特性を考慮した研究が続かねばならないという点である。

地域間の物的資源はもちろん、人的資源の違いも非常に大きいと考える。帝国の内的構成が植民地と占領地、半植民地などの違いを示すためである。同時に同一の植民地の場合も、南方系統と北方系統の労働力が持つ違いが存在する。当然、総動員戦争を遂行する日本当局にとって、このことを勘案して政策を遂行しようとしただろうし、動員の対象者の中である朝鮮人はもちろん、朝鮮を統治していた朝鮮総督府は朝鮮半島の立場を勘案した政策を遂行しなければならなかつたと判断できる。植民地朝鮮が植民地といつても独立した領域だったので、もう一つの領域を支配する朝鮮総督府にとっては独自の統治および運営方向を考慮せざるを得なかつたためである。同時に日本帝国の敗亡や植民地朝鮮の独立を全く考慮していなかつた当時の朝鮮総督府当局者の立場からは、長期的な統治戦略を放棄できなかつた。

このような点は非常に重要だが、筆者の研究に反映するのは難しいので、別の研究(支配政策と関連した研究)が必要だろうと思う。具体的な政治的・社会的力関係について指摘をしていただけると論文の修正および補完に非常に役立つだろうと思われる。